

開発許可申請等の様式等に関する押印の要否について

1. 都市計画法

所管	根拠	様式	手続き名称	押印要否	備考	
国	規則第16条	別記様式第2	開発行為許可申請書(都市計画区域内)	否		
	規則第16条	別記様式第2の2	開発行為許可申請書(都市計画区域外)	否		
		別記様式第4	工事完了届出書	否		
		別記様式第5	公共施設工事完了届出書	否		
		別記様式第8	開発行為に関する工事の廃止の届出書	否		
		別記様式第9	建築物の新築、改築もしくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書(法43条1項)	否		
県	細則第3条(法32条1項)	第1号様式	開発行為施行同意概要書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。	
	細則第3条(法32条2項)	第2号様式	開発行為についての協議報告書	市町村長印は要	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。(市町村長の押印は必要)	
	細則第3条(省令16条2項)	第3号様式	設計説明書			
	細則第3条(省令17条1項3号)	第4号様式	開発行為に関する工事施行の妨げとなる権利者の同意書	要	権利者の押印(実印)を必要とする。開発許可制度運用指針の改正(令和2年12月28日)後も「本人確認資料」による同意者の意思確認は必要となっており、同意の意思を確認するものとしては、実印(印鑑証明書の添付要)が適切。	
	細則第4条(法35条の2第1項)	第5号様式	開発行為変更許可申請書	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。	
	細則第5条(法35条の2第3項)	第6号様式	開発行為変更届出書	否		
	細則第8条	第7号様式	開発行為に関する工事着手届	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする	
	細則第9条	第8号様式	開発行為許可標識			
	細則第10条	第9号様式	開発行為に関する工事休止・再開届	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。	
	細則第12条(法37条第1項)	第10号様式	建築制限等緩和申請書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。	
	細則第13条(法42条1項)	第11号様式	予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等許可申請書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。	
	細則第14条(法44条)	第12号様式	開発許可等に基づく地位承継届	否	申請者(承継者)及び被承継者の押印を不要とする。被承継者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。	
	細則第15条(法45条)	第13号様式	開発許可に基づく地位承継承認申請書	否		
	細則第16条(法82条2項)	第14号様式	立入権査証			
	細則第17条(省令60条)	第15号様式	開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書(60条証明)	否		
				開発行為完了地における再開発型開発行為確認申請書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				市街化区域内の開発行為完了地における区画割変更承認申請書	否	
				住所(氏名)変更届	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。
				開発行為許可申請書の取り下げ届出書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				建築制限等の緩和申請に関する住所(氏名)変更届	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。
				建築制限等の緩和申請の取り下げ届出書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				建築制限等緩和申請の廃止届	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。
				開発登録簿謄本交付申請書	否	
				開発(建築)行為事前相談書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				土地利用の経過計画説明書	否	法改正に合わせて土地所有者の押印を不要とする。
				開発(建築)行為事前協議書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				開発(建築)行為事前協議の期限延期承認願	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				事前協議 軽微な変更届出書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				農家判定書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
				農家判定書の誓約書	要	申請者の押印(実印)を必要とする。印鑑登録証明書の添付も引き続き求める。
			農家判定の建築計画変更届	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。	
			開発(建築)行為届出書(法第34条第13号)	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。	
			開発審査会提案基準22「県南部地域における分家住宅」の誓約書	要	申請者の押印(実印)を必要とする。印鑑登録証明書の添付も引き続き求める。	
			開発審査会提案基準40「長屋建住宅の一戸建住宅への建替え」に係る合意書	否	押印は不要とするが、自署(サイン)を求める。	
			開発行為者届出書(業者届)、工事完了届	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。	

2. 宅地造成等規制法

所管	根拠	様式	手続き名称	押印要否	備考
国	法8条1項	別記様式第2	宅地造成に関する工事の許可申請書	否	
	法第13条1項	別記様式第3	宅地造成に関する工事の完了検査申請書	否	
	法第15条1項	別記様式第5	届出書	否	
	法第15条2項	別記様式第6	届出書	否	
	法第15条3項	別記様式第7	届出書	否	
県	細則第1条(法6条1項、2項)	第1号様式	身分証明書		
	細則第1条(法6条2項)	第2号様式	試掘等許可証		
	細則第3条(法12条1項)	第3号様式	宅地造成に関する工事の変更許可申請書	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。
	細則第4条(法第12条2項)	第3号様式の2	造成主(設計者・工事施行者)変更届(軽微な変更)	否	
	細則第4条(法第12条2項)	第3号様式の3	着手予定年月日(完了予定年月日)変更届(軽微な変更)	否	
		第4号様式	削除(H18規則21)		
		第5号様式	削除(H18規則21)		
	細則第5条	第6号様式	宅地造成工事着手届	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
	細則第5条	第7号様式	宅地造成工事休止(廃止・再開)届	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書(休止届)原本・副本の提示」等により確認。
		第8号様式	削除(H18規則21)		
	細則第6条(法11条)	第9号様式	協議申出書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
	細則第8条	第10号様式	宅地造成工事許可標識		
	細則第9条(法18条1項9)	第11号様式	立入検査員証		
	細則第12条	第12号様式	宅地造成工事一部完了検査申請書	否	
細則第13条	第13号様式	宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面交付申請書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。	
			宅地造成行為許可申請の取り下げ届出書	否	

3. その他

所管	根拠	様式	手続き名称	押印要否	備考
県			委任状	場合によって要	法改正に合わせて申請者及び代理人の押印を不要とするが、図面等を代理人が訂正する場合は代理人の押印が必要。
			図面への押印	否	法改正に合わせて設計者の押印を不要とする。
			設計資格を証する書類(実務経験経歴書)	否	法改正に合わせて会社等の押印を不要とする。設計者本人からの報告でも可。

4. 優良宅地

所管	根拠	様式	手続き名称	押印要否	備考
県	規則第2条	第1号様式(その1)	優良宅地認定申請書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
	規則第11条	第1号様式(その2)	優良宅地認定申請書	否	
	規則第4条	第2号様式	優良宅地認定書		
	規則第6条	第3号様式	優良宅地証明申請書	否	法改正に合わせて申請者の押印を不要とする。
	規則第6条	第4号様式	証明書		
	規則第7条	第5号様式	宅地造成工事廃止届出書	否	申請者の押印を不要とする。申請者の意思による申請であるか(第三者による手続きでないか)を「当初許可書原本・副本の提示」等により確認。
	規則第8条	第6号様式	地位承継届出書	否	
	規則第10条	第7号様式	証明書		